



横浜みどりアップ計画で新たに保全された今宿市民の森(旭区)

## 緑豊かなまちを次世代へ / 横浜みどりアップ計画

横浜市は緑に関する様々な施策を行ってきましたが、緑の減少が続いていたことから、その減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に引き継ぐため、平成21(2009)年にそれまでの取組を強化した5か年計画「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)」を策定しました。

計画は「樹林地を守る」「農地を守る」「緑をつくる」の3つの分野からなり、緑地保全制度(P17)を活用した樹林地の保全や、森の維持管理、水田の保全や農園の開設、地域での緑の創出などの取組が盛り込まれました。

計画の最大の特徴は、課税自主権を活用した「横浜みどり税」が財源として導入されたことです。税の導入にあたっては、市会でも様々な議論が行われました。そして、緑の減少に歯止めをかけることは横浜にとって喫緊の課題であり、そのためにはしっかりと財源が必要であ

るとして、附帯意見が付されたうえで「横浜みどり税条例」が可決されました。税の導入に合わせて、計画への評価、提案、市民への情報提供を行う市民参加の組織、「横浜みどりアップ計画市民推進会議」も設置されました。

横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)が着実な成果を上げたこと、緑の保全・創造には継続的な取組が必要であることから、成果の出た取組を継続・発展させるとともに、市民が「実感できる」緑の創出などを強化するなど、「横浜みどりアップ計画(計画期間:平成26-30年度)」が平成26(2014)年に策定され、みどり税の課税期間が延長されました。

横浜みどりアップ計画は全国的にも類がない取組であり、市民と行政、公園と農など垣根を越えて取り組んできた横浜の緑政策のひとつの集大成といえます。

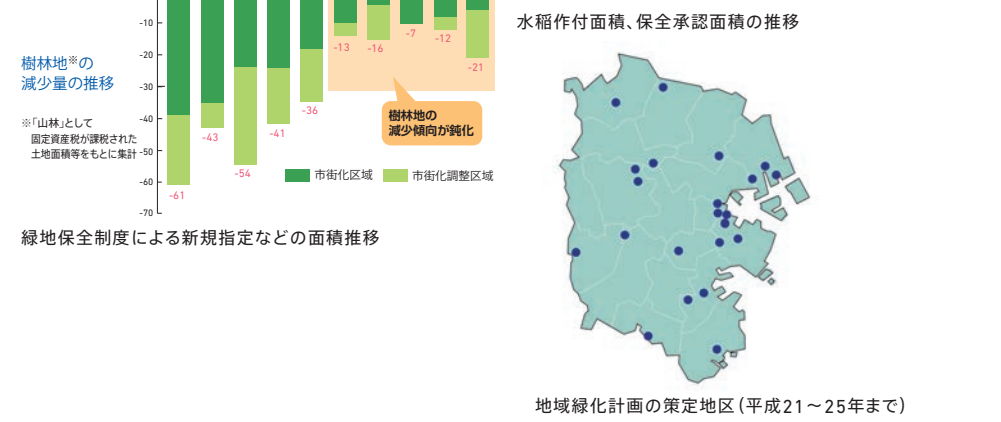
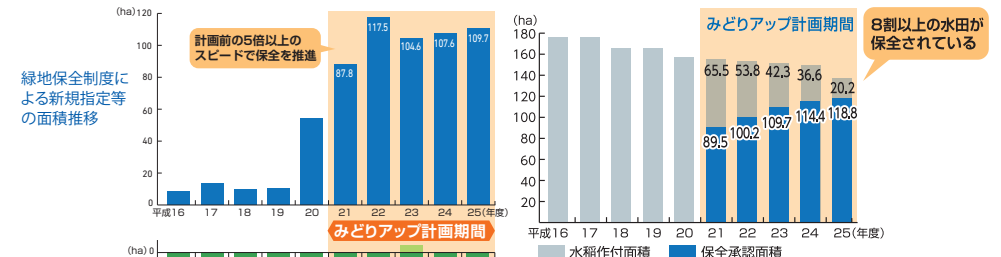
### 横浜みどりアップ計画の成果

横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)は、着実な成果を上げました。

「樹林地を守る」取組では、527.2haの樹林地を緑地保全制度で新たに指定しました。計画開始前に約20haだった年平均指定面積は、開始後には約100haと大幅に増加しました。また、課税上の地目「山林」の減少面積の推移では、計画以前の5か年減少面積が年平均47haだったのに対し、計画を始めてからは年平均14haと、減少傾向が大幅に鈍化しました。

「農地を守る」取組では、市域の水田の約8割である約118.8haを保全しました。

「緑をつくる」取組では、地域と市が話し合いながらそれぞれの地域での地域緑化計画を策定し、その計画に基づいた緑の創出が進みました。



### Column 12

#### 全国都市緑化よこはまフェア ガーデンネットワーク横浜2017

都市緑化フェアは緑豊かな潤いのある都市づくりに寄与することを目的として、国土交通省の提唱により昭和58(1983)年から全国の都市で開催されている行事です。横浜市はこれまで、様々な緑施策に取り組んできましたが、開催の機会に恵まれず、33回目にして初めての開催となりました。よこはまフェアは、「歴史と未来の横浜・花と緑の物語」をテーマに、これまで横浜が培ってきた歴史と文化や横浜みどりアップ計画などの緑の取組の成果を発信する機会となりました。

都心臨海部の「みなとガーデン」では都市公園だけでなく、日本大通(P6)や港湾緑地(P22)である象の鼻パークなども会場に、様々な種類の球根を混ぜ合わせ景色の移り変わりが楽しめる「球根ミックス」

花壇や1990品種2600株の様々なバラが咲き誇る「未来のバラ園」など新しい園芸・緑化手法など、日本庭園の再整備に合わせて、庭園の名称を「彼我庭園」とし、昭和30(1955)年前後に本市から友好の印に海外各地に寄贈された雪見灯籠の里帰りとして、アメリカのポートランドにある日本庭園の灯籠のレプリカが設置されました。

郊外部の「里山ガーデン」では、ブルーシア(P23)コラヒに隣接する約20haの樹林地を会場に、里山の魅力を生かしながら、花と保全された樹林地の価値を実感できます。

横浜市ではフェアの成果を引き継ぎ、美しい花と緑豊かなまち、環境先進都市横浜の実現を目指していきます。



未来のバラ園(中区山下公園)



「彼我庭園」の灯籠(中区横浜公園)

### 附帯意見

(市第87号議案)

横浜に残された緑の減少に歯止めをかけ、次世代に継承するため、「横浜みどりアップ計画 新規・拡充施策」による緑の保全・創造の取り組みを推進し、「将来」の横浜の緑にしっかりと対処することは、本市の喫緊の課題である。

また、厳しい財政状況の下、緑の保全等を推進するため市民税均等割超過課税の横浜みどり税を導入しようとするものであるが、現下の厳しい経済情勢を直視すると、今回、横浜みどり税を導入し負担を求める以上、市民の十分な理解を得る努力が不可欠である。

そこで、横浜みどり税の導入に当たって次の事項について特段の努力を払われたい。

- 1 行政改革を一層推進し、特に事務事業については、徹底した見直しを行うこと。
- 2 緑の重要性・役割の大きさを多くの市民が共有できるよう、土地所有者も含めた広範な市民協力の輪を広げ、横浜の緑を守り、はぐくむための協働の取り組みを推進すること。
- 3 「横浜みどりアップ計画 新規・拡充施策」の推進を図るため、横浜みどり税以外の財源確保に積極的に取り組むこと。とりわけ、国からの支援策の早期実現を働きかけること。
- 4 横浜みどり税の目的、内容について、今後も引き続き、法人も含めた市民への周知の徹底を図ること。
- 5 横浜みどり税の使途については、そのすべてについて、市民に広く積極的に公開し、「横浜みどりアップ計画 新規・拡充施策」の事業進捗について、常に市民に明らかにすること。
- 6 いわゆる欠損法人に対する2年間の課税免除について、免除期間経過後の経済状況等に十分配慮し、必要に応じ柔軟な対応を検討すること。

みどり税導入に際して横浜市会から付された6つの附帯意見(平成20年市会第4回定例会)



みどりアップ計画の現地調査の様子



みどりアップ計画の現地調査の様子



市民推進会議 本会議の様子



市民推進会議による広報誌の発行